

建設のあゆみ

9月~10月

完成した事業

①建築工事

上堺小増築工事	578.084m ²
②道路舗装新設工事	
町道横芝3号線	560.0m
町道栗山区内線	382.0m
町道木戸台外一線	378.5m
町道牛熊~芝山線	691.5m

着工及び工事中の事業

①野球場建築工事	12,116.824m ²
横芝町栗山	
②道路舗装新設工事	
町道中台砂月区内線	712.0m
町道中台角田区内線	230.0m
町道栗山第2区内線	911.5m
町道栗山南部集会所入口線	200.0m

昭和五十年国勢調査結果速報

昭和五十年十月一日国勢調査における20%抽出結果速報が總理府統計局より発表されました。この結果は推計値であるから標本誤差を含んでおり全数集計によつて得られる結果数字とは必ずしも一致しません。(結果数値の一位を二捨三入しており下桁は○又五とする。)

昭和五十年十月一日現在の当町の総人口は一万三千四十人で昭和四十五年より八百九十八人増加しております。人口の年齢別構成をみると年少人口(○~十四才)が二千七百四十人(総人口の二十一%)生産年齢人口(十五~六十四才)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老人人口(六十五才以上)が一千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これらの年齢三区分別人口の割合は昭和三十年以後出生率、死亡率の低下により大きく変化し年少人口の割合は三十年の三十四%から急速に低下を続け四十五年には二十二%に低下五十年は二十一%になった生産年齢人口の割合は年少人口とは全く逆の傾向で三十年は五十九人で三十年は五十九人(総人口の二十二%)となりました。

昭和五十年十月一日現在の当町の総人口は一万三千四十人で昭和四十五年より八百九十八人増加しております。人口の年齢別構成をみると年少人口(○~十四才)が二千七百四十人(総人口の二十一%)生産年齢人口(十五~六十四才)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老人人口(六十五才以上)が一千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これらの年齢三区分別人口の割合は昭和三十年以後出生率、死亡率の低下により大きく変化し年少人口の割合は三十年の三十四%から急速に低下を続け四十五年には二十二%に低下五十年は二十一%になった生産年齢人口の割合は年少人口とは全く逆の傾向で三十年は五十九人で三十年は五十九人(総人口の二十二%)となりました。

%から四十五年の六十七%まで上昇を続けたが五十年は同じでした。また老年人口の割合は三十年は七%、四十五年は十%、五十年は十二%まで上昇し人口の老齢化が進んでいるのがよくわかります。

就業者六千六百八十人をその所属する産業部門別にみると農林漁業などの第一次産業に二千三百八十五人(就業者総数の三十六%)が八千七百五十五人(総人口の六十七%)、老人人口(六十五才以上)が一千五百四十五人(総人口の十二%)となっています。これら



横芝句会九月例会

ニンバイン稻田の位置につきにけり
三枝 句城
古谷 紅雲

黙々と冷害の稲刈る夫婦
戸部 澄江

校庭の研植稲の実りかな
木下石果子

石川 奇水

爽かに半袖の肌ふるる風
栗水

秋園の日射しの中の白芙蓉
主屋

稻刈りて田づらにしき轍あと
栗舟

松風の音の中なる四十雀
土屋

こぼれ萩掃き残しある校舎うら
奇水

青立ちの稲穂に今日も冷氣なる
木下 孝子

藤代 ゆう

公務などの第三次産業に二千六百
六十人(就業者総数の四十%)

鉱業、建設、製造業などの第二次
産業に千六百三十人(就業者総数
の二十四%)商業、運輸、サービス
業などの第三次産業に二千六百
六十人(就業者総数の四十%)

農業の衰退、工業化の進展に伴い
著しい変化を遂げています。特に
第一次産業の占める割合は、昭
和三十年には七十%に及んでいた
が、その後急速に低下し、四十五
年には四十八%、五十年は三十六
%まで減少しました。これに対し
第二次産業の割合は、昭和三十年
はわずか六%であったが四十五年
には十九%、五十年は二十四%ま
で上昇しました。第三次産業も昭
和三十年の二十四%から急速に上
昇し四十五年には三十三%、五十
年は四十%まで占めることになり
ました。これから見通しとして
は第一次産業の衰退が進み逆に第
三次産業の占める割合が大きくな
ると思われます。

福祉手当など

児童扶養手当や福祉手当などの社会福祉法に基づく諸手当の法改正が行われ、十月一日から改正料金が適用されます。

今回の改正は、特別児童扶養手当、児童扶養手当、福祉手当の三件で、特別児童扶養手当では障害の程度が中度の障害児一人につき一万二千円を一万三千五百円に、重度障害児一人につき一万八千円を二万三千円に引上げられました。

当、児童扶養手当、福祉手当の三件で、特別児童扶養手当では障害の程度が中度の障害児一人につき一万二千円を一万三千五百円に、重度障害児一人につき一万八千円を二万三千円に引上げられました。

正が行われ、十月一日から改正料金が適用されます。

今回の改正は、特別児童扶養手当、児童扶養手当、福祉手当の三件で、特別児童扶養手当では障害の程度が中度の障害児一人につき一万二千円を一万三千五百円に、重度障害児一人につき一万八千円を二万三千円に引上げられました。

正が行われ、十月一日から改正料金が適用されます。

今回の改正は、特別児童扶養手当、児童扶養手当、福祉手当の三件で、特別児童扶養手当では障害の程度が中度の障害児一人につき一万二千円を一万三千五百円に、重度障害児一人につき一万八千円を二万三千円に引上げられました。